

平成22年度国有林材の安定供給システム販売（第2次）について

東北森林管理局では、次のとおり安定供給システム販売（第2次）の公募を行います。

今次の募集では、チップ、バイオマスでの利用を図るため、低質材の確保、また、現在の木材供給等の状況を踏まえ、一般製材、合板、集成材工場等への供給量をできるだけ確保しています。安定的な資材確保を図るためのさまざまな提案をお待ちしています。

公告期間	8月23日～9月7日まで
公告数量	132千m ³
協定締結	10月上旬
協定期間	10月上旬～平成23年1月末まで

<留意事項>

- 1 選考は企画競争によるものとし、国産材時代に向けた原木消費・製品供給の考え方や、原木買取価格・運賃コストの明確化・透明性を重視します。
- 2 一般材のほか根柢、端材等の低質材も対象とします。
- 3 その他
 - (1) 予定数量内訳は別紙のとおりです。
 - (2) 公告及び申請書の交付は東北森林管理局及び管内各森林管理署等で行います。また、申請書等は東北森林管理局のホームページにも掲載します。
東北森林管理局のアドレス
<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/index.html>
又は、東北森林管理局と入力し検索してください。

〒010-8550 秋田市中通5丁目9-16

東北森林管理局長

問い合わせ先：東北森林管理局 販売課

電話 018-836-2149
018-836-2128

担当：企画官（販売戦略）、販売係長

別紙

平成22年度国有林材(素材)の安定供給システム販売(第2次)予定量

森林管理署等	スギ				アカマツ		カラマツ				スギ低 質材	アカマツ 低質材	カラマツ低 質材	広葉樹 低質材	計
	合 板		一般・集成		合 板		合 板		集 成						
	2m	4m	2m (1.8 2)	3m上	2m	4m	2m	4m	2m	4m					
津 軽	6,000	4,000									850	50	50	50	11,000
金 木	1,000										500				1,500
青 森	2,000										1,000				3,000
下 北	2,000	5,000			500	500	500	500			3,600	1,000	400	1,000	15,000
三 八 上 北	1,500			3,000	390						4,000	2,200			11,090
岩 手 北 部	100							100	100		500		500	200	1,500
三 陸 北 部								1,000		2,000	1,500			4,300	8,800
久 慈			100								100		1,000	100	1,300
三 陸 中 部	1,100		100				950		200	50	150	600	250	300	3,700
盛 岡	100	200	100	300	300	100	140	160	190	210	100	100	100		2,100
岩 手 南 部	500		300	700	300				500		1,500	100	300		4,200
遠 野	1,000			500			900			500	100	50	100		3,150
宮 城 北 部	300	200									300				800
仙 台	1,700	1,100									450				3,250
米 代 東 部	7,500			1,000			1,500				3,000				13,000
上 小 阿 仁	6,000										3,000				9,000
米 代 西 部	11,000										2,000				13,000
秋 田	7,000										1,000				8,000
湯 沢	1,500										800				2,300
由 利	800										2,170				2,970
庄 内	2,300	130					800	120			400		30		3,780
山 形	1,460										450			40	1,950
最 上	3,000		1,500	1,000							2,000				7,500
置 賜	200	150		100											450
合 計	58,060	10,780	2,100	6,600	1,490	600	5,890	880	2,890	2,260	27,970	4,100	7,030	1,690	132,340

注1 生産事業の進捗状況等により数量は増減することがあります。

注2 素材は人工林の間伐対象林分から生産される5cm以上の一般材及び低質材が中心となります。

注3 低質材については、2m未満及び不定尺材が主体となります。

注4 岩手県内の森林管理署等におけるアカマツ材については、別紙「松くい虫被害材の移動禁止について」によりご協力をお願いします。

別紙

平成22年8月23日

松くい虫被害材の移動禁止について

松くい虫被害材については、岩手県告示第186号によって、下に掲げる被害地域からの移動が禁止されていますのでご承知おき下さい。

また、あわせて、健全なアカマツ材であっても、被害地域から被害が発生していない地域への移動についても自粛をお願いします。

被害地域 盛岡市のうち旧盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市のうち旧宮守村、一関市、陸前高田市、奥州市、紫波郡紫波町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、東磐井郡藤沢町

期間：平成22年4月1日～平成23年3月31日